

小島小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月改定

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第1章 第2条より）

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない」

(3) 学校としての構え

本校では全ての職員が、「いじめはどの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

- ①学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見、早期対応、いじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ②教職員は、速やかにいじめに係る情報を学校のいじめ対策組織に報告するとともに、全ての教職員が協力した組織的な指導体制により対応する。
- ③「いじめは人間として絶対に許されない。」という強い信念をもち、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ④「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ⑤「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることであるため、いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

2 いじめの未然防止

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識、主体性、自治力等を育成する指導）

- ・どの子にも確かな学力がつく、「わかる」「できる」授業づくりにつとめる。
- ・誰もが大切な学級の一員であることを学校行事や学級活動を通して指導する。
- ・学校のルール、学級のルールを守ることを通して、規範意識を高める。
- ・児童会の活動を通して、主体性や自治力を高める。

- ・全校体制で「よいことみつけ」等に取り組み、のぞましい人間関係を育てる。

(2) 生命や人権を大切にする指導（自己肯定感、自己有用感と豊かな心の育成）

- ・体験的活動を通して仲間と関わり、生命の大切さや人権について考える機会を設ける。
（花・野菜づくり、ひびきあい集会、ぼかぼかキャンペーン、縦割り班活動、よいことみつけ等）
- ・学級の一員としての存在感、自分や仲間のために努力することのよさを味わわせる。
- ・分からないことを分からないと言える学級の雰囲気づくりにつとめる。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・毎月の生活目標を確実に達成することを目標として指導にあたり、月ごとに実践した目標がその後も意識できるよう指導を継続することで、児童一人一人に、自己指導力を身に付けさせる。
- ・話す、聞く、書く等の学び方の基本が身に付くように指導する。
- ・仲間の考えに同調するのではなく、自分で善悪の判断をし、行動することのできる実践力を培う。
- ・めあてをもって各活動に取り組みせるとともに、振り返りの時間や活動を充実させる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱い、インターネット上のトラブルやSNSの使い方に関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で理解を図る。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を充実する。

3 いじめの早期発見

(1) アンケート調査等の情報収集の充実

- ①「こころのアンケート」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。
- ②全職員が積極的に全校児童に関わることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ③気になる児童の情報を交流し、共通理解を図り、全職員で児童の様子を見届ける。

(2) 教育相談の充実

- ①「こころのアンケート」で気になる児童については、速やかに教育相談を行う。
- ②全校児童、保護者との教育相談を実施する。
- ③気軽に相談できる雰囲気をつくとともに日頃の児童の観察から、気になる児童については、迅速に教育相談を行い、解決に努める。

(3) 教職員の研修等の充実

- ①生徒指導や教育相談、情報機器のトラブルや情報モラル等に関わる研修を積極的に行い、いじめの早期発見や早期対応に努める。
- ②学級担任や養護教諭等全職員が、情報交換を日常的に行い、いじめの認知に努める。

(4) 保護者との連携

- ①家庭訪問や電話連絡・相談等を行い、児童が心身ともに健全な学校生活を送ることができるよう

に努める。

②教育相談や学級懇談会において、積極的に保護者との連携を図る。

(5) 関係機関等との連携

①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の主任児童委員等との連携を図る。

②子ども相談センター、警察等の関係諸機関との連携を図る。

4 いじめ事案への対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ①「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ②いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行い、いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ③いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。
- ④保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するような指導に努める。
- ⑤いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【主な対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

5 いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織

学校のいじめ対策組織を「いじめ防止対策委員会」とし、下記のメンバーとする。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、担任
学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、主任児童委員
民生児童委員、医師等（必要に応じて参加を要請）

6 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

学期	主な取組内容
1学期	<ul style="list-style-type: none">・こころのアンケートの実施・いじめ対策についての保護者への説明（ホームページによる発信を含む）・教職員研修の実施・教育相談の実施・県いじめに関する調査・生徒指導交流の実施
夏季休業中	<ul style="list-style-type: none">・個別懇談会の実施・教職員研修の実施
2学期	<ul style="list-style-type: none">・こころのアンケートの実施・いじめに関する調査・ひびきあいの日の取組（人権意識の啓発）・教育相談の実施・生徒指導交流の実施・学校評価の実施
3学期	<ul style="list-style-type: none">・こころのアンケートの実施・教育相談の実施・今年度の反省・次年度への引き継ぎ・県いじめに関する調査・生徒指導交流の実施

7 いじめ防止等の取組に係る学校評価の評価項目

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止、早期発見に関すること ②いじめの対応に関すること

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときについては、重大事態が発生したものとして以下の対応を行う。

- ①教育委員会へ第一報を速やかに報告し、調査に当たる。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

9 資料の保管

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織において、アンケート質問票等が資料として重要となることから、アンケート質問票の原本等の一次資料の保存期間は、当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。